

2023年12月8日

各 位

株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役社長 杉浦 元
(コード番号：3808 名証ネクスト)
問い合わせ先 経営管理担当執行役員 櫻井 英哉
電話番号 03-6823-4306

当社株式の特設注意市場銘柄の指定継続に関するお知らせ

本日、当社は、株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）より、2023年12月8日付で当社株式の特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特設注意市場銘柄 指定継続の内容

当社は、2022年6月10日付、「調査委員会による調査報告書の受領に関するお知らせ」、2022年9月20日付「第三者委員会による調査報告書の受領に関するお知らせ」、および2023年1月20日「第三者委員会による調査報告書の受領に関するお知らせ」で開示しましたとおり、旧経営陣によって、RB社へ運用を委託した約45億円が、後にポンジスキームであることが明らかとなり、全額未回収となったことに加え、APR社へ投資した約10億円が投資実行後、海外企業へ送金され未回収となったことが明らかとなり、過年度に開示した、第22期（自2020年7月1日至2021年6月30日）有価証券報告書、第23期第1四半期（自2021年7月1日至2021年9月30日）四半期報告書、第23期第2四半期（自2021年10月1日至2021年12月31日）四半期報告書、2021年6月期決算短信[日本基準]（連結）、2022年6月期第1四半期決算短信[日本基準]（連結）、2022年6月期第2四半期決算短信[日本基準]（連結）につきまして訂正を行っております。これらの内部管理体制の不備の原因として、複数の元取締役が、本件投資について、自身の委託先との取引関係、スキームの内容、債権の回収遅延の発生、法務部等に指摘されていた遵法性や不合理性の問題等の情報を他の役員と共有せず、取締役会の機能を低下させていたこと、取締役会は、必要な情報が共有されていないとの事情を除いても、本件投資が会社存続を危うくするほどリスクの高いものであったにもかかわらずその認識が乏しく、リスク等に関する議論が不十分であったこと、過去の投資案件での不適切な開示に対して、当取引所にリスク管理体制等の改善を繰り返し誓約し、本件投資においても当時の会計監査人に指摘されていたにもかかわらず、与信審査が行われず、債権の回収が遅延している中で漫然と投資を拡大していたなど、リスクや与信の管理体制に不備があったこと、本件投資を推進していた元取締役が、リスク・与信・債権管理、適時開示業務、監査対応を行い、実務と権限が集中しており、さらに内部監査の責任者でもあるなど牽制が及ばない状況となっていたこと、監査役会は、当時の会計監査人から繰り返し指摘されていた同社の与信管理体制の状況を確認し整備を提言することもなく、内部

監査でもその問題を確認していなかったこと等がありました。その結果、名古屋証券取引所から、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断されたことから、2022年10月14日付、「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」のとおり、同年10月15日付けで特設注意市場銘柄に指定されました。

当社は、当該指定を厳粛に受け止め、2023年2月14日付、「改善計画・改善状況報告書の公表に関するお知らせ」および、同年10月16日付「(開示事項の経過)改善計画・改善状況報告書における改善計画(再発防止策)の進捗状況に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、内部管理体制の抜本的な改善を推し進め、同年10月16日に、有価証券上場規程の定めにより内部管理体制等確認書を名古屋証券取引所に提出し、審査を受けておりましたが、特設注意市場銘柄への指定原因となる適時開示違反行為に関与又はこれらを適切に防止できなかった経営陣が総退任するとともに、社外取締役らで構成するコーポレートガバナンス委員会等の活動により、役員間の牽制が機能しつつある等、一定の取組が行われていることが認められました。しかしながら、当社においては以下の点が認められ、内部管理体制に関して更なる取組みを必要とする状況が存在しており、これらの改善に向けた取組みの進捗においてなお確認する必要があると判断され、当社株式の特設注意市場銘柄の指定を継続する旨の通知を受領いたしました。

- ・ 執行役員会等における審議に係る手続きが、議題が立て込む状況においては、関係規程どおりに実施されていないこと
- ・ リスクコンプライアンス委員会における審議が、リスク管理表や投資基準の整備に留まっており、個別具体的なリスクの把握、対応内容の確認ならびに対策検討等に至っていないこと
- ・ 社内規程の全面的な改訂等が実施されているものの、事後稟議等の運用上の不備が複数認められること
- ・ 内部監査責任者が、当該指定期間中に3度交代し内部監査体制の構築の途上にあるほか、監査役監査及び内部監査が、改善計画の運用状況等を十分に確認するものとなっていないこと

2. 今後の対応等

上記の指摘を踏まえ1か月内をめぐり対応策を社内で策定し、開示させていただきます。その後、当該指定から1年6か月を経過した日(2024年4月15日)以後に、当社が再提出する内部管理体制確認書の内容等を名古屋証券取引所が確認し、内部管理体制等について改善がなされなかったと認められた場合は、当社株式は上場廃止となります。株主の皆様をはじめ、ステークホルダーの皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げますとともに、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上